

令和3年1月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和3年1月12日（火）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 題
 - ① 承認第1号 専決処分の承認について（会計年度任用職員の任用（発令）の承認）
 - ② 承認第2号 専決処分の承認について（会計年度任用職員の任用（発令）の承認）
 - ③ 議案第1号 四万十町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 協議事項
- 6 報告事項
 - ① 学期始めにおける各学校の出欠状況について
 - ② 働き方改革推進委員会について
- 7 その他
 - ① 四万十町教育委員会表彰推薦について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 石崎 豊史、 佐々倉 愛
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 西谷 典生、 東 孝典

承認第1号

専決処分の承認について

令和2年12月14日付け教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年1月12日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年12月14日

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年12月14日発令

生涯学習課

任用期間：令和2年12月14日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
昭和保育所	調理員	江崎 つばさ	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	
昭和保育所	調理員	太田 明都子	■■■■■■■■■■	

承認第2号

専決処分の承認について

令和3年1月5日付け教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年1月12日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年12月18日

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和3年1月5日発令

学校教育課

任用期間：令和3年1月5日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
田野々小学校	特別支援教育 支援員	篠田 澄子	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	

議案第 1 号

四万十町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について

四万十町奨学金貸付条例施行規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 38 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 3 年 1 月 1 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

四万十町教育委員会規則第 号

四万十町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

四万十町教育長

四万十町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

四万十町奨学金貸付条例施行規則（平成18年四万十町教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、保護者から特定個人情報利用同意書（様式第1号の2。以下「同意書」という。）が提出された場合にあつては、第1号及び第2号に掲げる書類の提出を、連帯保証人から同意書が提出された場合にあつては、第3号に掲げる書類の提出を省略することができる。

第4条を次のように改める。

（奨学生の決定等）

第4条 条例第3条に規定する奨学生（以下「奨学生」という。）は、奨学生審査委員会の答申を受けて、町長がこれを決定するものとする。

2 町長は、奨学生には奨学金貸付内定通知書（様式第2号）により、奨学生として決定しなかった者には奨学金貸付不承認通知書（様式第3号）により保護者を経て通知するものとする。

3 奨学生は、速やかに連帯保証人と連署のうえ、奨学金借用証書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

4 前項に規定する奨学金借用証書の金額を変更しようとする場合は、改めて奨学金借用証書を提出するものとする。

第5条第2項中「申請書」を「奨学生候補者採用申請書」に改める。

第6条第2項中「、条例第3条第1項第1号及び第2項の規定に抵触しない者を選んで」を削る。

第7条第1項中「なお奨学金返還計画書」を「この場合において、奨学金返還計画」に改める。

第10条第2項各号列記以外の部分中「当該各号に掲げる」を「、当該各号に掲げる」に改め、同項第2号中「精神障害者保健福祉手帳」の次に「の写し」を加える。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2(第3条関係)

特 定 個 人 情 報 利 用 同 意 書

フリガナ		性 別	男 ・ 女
氏 名	Ⓜ	生年月日	年 月 日生
住 所	〒		
個 人 番 号			

四万十町奨学生の決定に関し、四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条に規定する事務について、同条例第5条に規定する私の特定個人情報を四万十町教育委員会が利用することについて同意します。

年 月 日

四万十町教育委員会 様

住 所

氏 名

Ⓜ

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

四万十町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町奨学金貸付条例施行規則 平成18年3月20日教育委員会規則第38号</p> <p>第1条 第2条 (略) (奨学生候補者採用申請書の提出)</p> <p>第3条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、前年度2月末までに奨学生候補者採用申請書(様式第1号)を連帯保証人と連署のうえ、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、保護者から特定個人情報利用同意書(様式第1号の2。以下「同意書」という。)が提出された場合には、第1号及び第2号に掲げる書類の提出を、連帯保証人から同意書が提出された場合には、第3号に掲げる書類の提出を省略することができる。</p> <p>(1) 世帯全員の収入・所得を証明する書類 (2) 世帯全員の住民票 (3) 連帯保証人(保護者を除く。)の課税証明書 (4) その他審査のために必要な書類</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 条例第3条に規定する奨学生(以下「奨学生」という。)は、奨学生審査委員会の答申を受けて、町長がこれを決定するものとする。</p> <p>2 町長は、奨学生には奨学金貸付内定通知書(様式第2号)により、奨学生として決定しなかった者には奨学金貸付不承認通知書(様式第3号)により保護者を経て通知するものとする。</p> <p>3 奨学生は、速やかに連帯保証人と連署のうえ、奨学金借用証書(様式第</p>	<p>○四万十町奨学金貸付条例施行規則 平成18年3月20日教育委員会規則第38号</p> <p>第1条 第2条 (略) (奨学生候補者採用申請書の提出)</p> <p>第3条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、前年度2月末までに奨学生候補者採用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を連帯保証人と連署のうえ、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 世帯全員の収入・所得を証明する書類 (2) 世帯全員の住民票 (3) 連帯保証人(保護者を除く。)の課税証明書 (4) その他審査のために必要な書類</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、奨学生審査委員会の答申を受けて、町長がこれを決定し、町長は、奨学金の貸付けが内定した奨学生には保護者を経て奨学金貸付内定通知書(様式第2号)により、内定しなかった者には奨学金貸付不承認通知書(様式第3号)によりその旨を通知するものとする。</p> <p>2 前項の通知を受けた奨学生は、速やかに連帯保証人と連署のうえ、奨学</p>

改正後	改正前
<p>4号)を町長に提出しなければならない。</p>	<p>金借用証書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。また貸付金額に変更が生じた場合も同様に奨学金借用証書の再提出を行う。</p>
<p>4 前項に規定する奨学金借用証書の金額を変更しようとする場合は、改めて奨学金借用証書を提出するものとする。</p> <p>(貸付方法)</p>	<p>(貸付方法)</p>
<p>第5条 奨学金は、毎月奨学生の指定する本人の口座(以下「指定口座」という。)へ口座振替により貸し付ける。</p>	<p>第5条 奨学金は、毎月奨学生の指定する本人の口座(以下「指定口座」という。)へ口座振替により貸し付ける。</p>
<p>2 指定口座は、奨学生候補者採用申請書を提出するときに指定するものとする。</p>	<p>2 指定口座は、申請書を提出するときに指定するものとする。</p>
<p>3 (届出事項等)</p>	<p>3 (届出事項等)</p>
<p>第6条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学生等異動届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。ただし、奨学生が心身の故障その他の理由により届け出ることができないときは、保護者又は連帯保証人が奨学生に代わって提出しなければならない。</p>	<p>第6条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学生等異動届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。ただし、奨学生が心身の故障その他の理由により届け出ることができないときは、保護者又は連帯保証人が奨学生に代わって提出しなければならない。</p>
<p>(1) 奨学生が休学、復学、停学、転学又は退学したとき。</p>	<p>(1) 奨学生が休学、復学、停学、転学又は退学したとき。</p>
<p>(2) 奨学生又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。</p>	<p>(2) 奨学生又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。</p>
<p>2 奨学生が保護者又は連帯保証人を変更しようとするときは、保護者・連帯保証人変更報告書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。</p>	<p>2 奨学生が保護者又は連帯保証人を変更しようとするときは、条例第3条第1項第1号及び第2項の規定に抵触しない者を選んで、保護者・連帯保証人変更報告書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。</p>
<p>3 ～ 5 (略)</p> <p>(返還計画書の提出及び返還方法)</p>	<p>3 ～ 5 (略)</p> <p>(返還計画書の提出及び返還方法)</p>
<p>第7条 奨学生は、奨学金の最終の貸付を受けたときは、直ちに奨学金返還計画書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。この場合において奨学金返還計画は、本人の支払い能力に応じた月賦を基本とする。</p>	<p>第7条 奨学生は、奨学金の最終の貸付を受けたときは、直ちに奨学金返還計画書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。なお奨学金返還計画書は、本人の支払い能力に応じた月賦を基本とする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第8条 ・ 第9条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第8条 ・ 第9条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(返還免除申請書の提出等)</p> <p>第10条 条例第14条に規定する精神又は身体の著しい障害は、別表第2及び別表第3に定める障害とする。</p> <p>2 条例第14条の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書（様式第11号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 奨学生が死亡したとき 死亡したことを証する書類</p> <p>(2) 奨学生が前項に規定する障害を受けたとき 精神障害者保健福祉手帳の写し若しくは身体障害者手帳の写し又は医師の発行する診断書（当該障害を受けたことが確認できるものに限る。）</p> <p>3 ～ 4 (略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第3 (略)</p> <p>様式第1号 (略)</p>	<p>(返還免除申請書の提出等)</p> <p>第10条 条例第14条に規定する精神又は身体の著しい障害は、別表第2及び別表第3に定める障害とする。</p> <p>2 条例第14条の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書（様式第11号）に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 奨学生が死亡したとき 死亡したことを証する書類</p> <p>(2) 奨学生が前項に規定する障害を受けたとき 精神障害者保健福祉手帳若しくは身体障害者手帳の写し又は医師の発行する診断書（当該障害を受けたことが確認できるものに限る。）</p> <p>3 ～ 4 (略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第3 (略)</p> <p>様式第1号 (略)</p>

改正後

改正前

様式第1号の2(第3条関係)

特定個人情報利用同意書

フリガナ		性別	男・女
氏名	園	生年月日	年 月 日生
住所	〒		
個人番号			

四万十町奨学金貸付基金の奨学生の奨学生の決定に関し、四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条に規定する事柄について、同条例第5条に規定する私の特定個人情報教育委員会が利用することについて同意します。

年 月 日
 四万十町教育委員会 様

住所

氏名

特定個人情報は、採用に係る審査、選考決定及び決定後の資格の確認以外の目的には利用しません。

様式第2号～様式第12号 (略)

様式第2号～様式第12号

(略)